

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月6日(木)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
10番 大 木 武 一 委員	11番 鈴 木 茂 委員
12番 佐 藤 正 剛 委員	13番 石 田 利 之 委員
14番 安 藤 幸 春 委員	15番 穴 澤 久 男 委員
16番 伊 藤 栄 治 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番 秋 山 菊 次 委員	20番 布 施 利 雄 委員
21番 加 瀬 安 男 委員	22番 並 木 昭 男 委員
23番 鎌 形 豊 委員	24番 山 崎 幸 治 委員
25番 塚 本 繁 雄 委員	26番 木 原 正 勝 委員
27番 江波戸 和 男 委員	28番 寺 本 利 幸 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

9番 太 田 憲 一 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	29番 石 橋 誠 委員
----------------	--------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
1件

議案第4号 農地買受適格証明願について 1件

議案第5号 匝瑳市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の  
改正について (別冊)

報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	5件
その他		

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年2月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、7番布施行雄委員、8番小林須美子委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、2番及び5番は、利用権設定に関する件であります。番号3番及び4番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番と2番は、議案第2号の番号3番の農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に付随する案件であるため、議案第2号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 　　番号1番と2番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

1 1 番 　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

8 番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

2 番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち  
切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請  
について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することと共に、番号1番と2番に  
ついては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求  
めます。

(挙手全員)

議 長 　　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請

に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局            それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、事業を行っていましたが、昨年の台風で設備に被害が生じたため、設備の設計変更に伴う一時転用面積の変更をしようとするものです。なお、本件には始末書が添付されております。

番号2番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、事業を行っていましたが、昨年の台風で設備に被害が生じたため、設備の設計変更に伴う一時転用面積の変更をしようとするものです。なお、本件には始末書が添付されております。

番号3番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、事業を行ってありますが、当初許可を受けた一時転用の期間を変更しようとするものです。

議 長            ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番            番号1番について、譲受人は営農型太陽光発電事業を行ってありますが、昨年の台風15号でパネルを乗せる架台に被害を受けたため、強風により耐えられるよう架台の構造を変更するため、許可面積の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

番号2番について、番号1番と同じ理由で、許可面積の変更しようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

番号3番について、譲受人は10年間の計画で譲渡人から申請地を借り受け営農型太陽光発電事業を行ってありますが、譲渡人の事情で賃借期間を短縮する必要が生じたため、一時転用許可期間の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

議 長            事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長            議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る

意見決定について」 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、診療所、専用住宅及びガレージ用地として畑2筆計2,830㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1番 番号1番について、譲受人は市外の病院に医師として勤務しておりますが、この度独立し、医院を開業するため申請地に診療所と譲受人が生活するための住宅及び車庫を建築しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。

なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われれます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第5号、「匝瑳市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の改正について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧下さい。  
関係法令の改正等により現行の実施要領に変更の必要が生じているため、所要の改正を行うものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「匝瑳市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の改正について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「匝瑳市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の改正について」、採決に入ります。  
議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が5件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地買受適格証明願について	1件
議案第5号	匝瑳市農委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の改正について	(別冊)
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和2年2月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。